

議案第 6 号

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

逗子市職員の退職手当に関する条例（昭和28年逗子市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第11項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の逗子市職員の退職手当に関する条例第 8 条第11項（同項第 4 号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した逗子市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、

なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第26号）の施行に伴い、失業者の退職手当に関する規定について改正の要あるため提案する。